天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 天栄村は新エネルギー導入促進の一環として住宅用太陽光発電システムの導入を推進し、新エネルギーに関する村民意識の高揚を図り循環型のまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対する補助金の交付に関して、天栄村補助金等の交付等に関する規則（昭和５９年天栄村規則第４号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の交付対象）

第２条 補助金の交付対象者は、自ら居住する天栄村内の住宅に住所を有し、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置した者（以下「申請者」という。）で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）対象システムを電力会社と電力受給契約を締結し、その受給開始日から１ヵ月以内に申請すること。

（２）住宅の屋根等への設置に適した、低圧又は高圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、ＩＥＣ等の国際規格も可とする。）の合計値（kW表示とし、小数点以下３桁未満は四捨五入。）とする。）が１０kW未満の太陽光発電システムであること。

（３）対象システムは別表に掲げるものとし、設置に関してこの要綱に違反していないこと。

（４）未使用であるもの。（中古品は対象外とする。）

（５）村税等に滞納がない者であること。

（６）その他別に定める要件に適合すること。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、設置する太陽電池の最大出力の値（kW表示とし、小数点以下３桁未満については四捨五入）に３万円を乗じて得た額（１，０００円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限は１２万円とする。

（補助金の交付申請）

第４条　申請者は、電力受給契約の受給開始日から１ヵ月以内に天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

（１）システムの仕様書

（２）システムの設置に要する費用の内訳が記載された書類

（３）設置に伴い住所を村内に移した場合は、転入前の市町村における直近の納税証明書

（４）対象システムの設置費にかかる領収書の写し又はローン契約書の写し

（５）対象システムの設置状況が確認できる写真

（６）電力会社との電力受給契約書の写し

（７）単線結線図

（８）その他村長が必要と認める書類（補助金の交付決定）

第５条　村長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知しなければならない。

２　村長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第６条　補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第３号）を村長に提出しなければならない。

（情報の提供）

第７条　村長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、必要に応じてシステムに関する情報の提供等その他の協力を求めることができる。

（会計帳簿等の整備等）

第８条　補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書

類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付要綱に関して必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |
| --- |
| 太陽電池モジュール |
| 架台 |
| 接続箱 |
| 直流側開閉器 |
| インバータ |
| 保護装置 |
| 発生電力量計 |
| 余剰電力販売用電力量計 |
| 配線・配線器具の購入・据付 |
| 工事に関する費用 |